

第88期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

日本テレビホールディングス株式会社

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、事業報告の一部、連結注記表及び個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ntvhd.co.jp/ir/holder/meeting/>) に掲載することにより、株主の皆様へご提供しております。

目次

- ・事業報告
 - 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 . . . 1ページ
 - 4. 会社の支配に関する基本方針 . . . 5ページ
- ・連結計算書類「連結注記表」 . . . 7ページ
- ・計算書類「個別注記表」 . . . 16ページ

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令・定款・企業倫理を遵守した行動をとるための企業行動憲章である「日本テレビ・コンプライアンス憲章」を制定し、当社及び当社グループの常勤役員・従業員が宣誓します。また、その徹底を図るため、経営戦略局、総務・人事管理局、経営管理局を中心に役職員に対する教育等を行います。

取締役及びオブザーバーの立場として社外の弁護士等で組織する「コンプライアンス委員会」を設置し、法令・定款・企業倫理の遵守、透明性の高い企業活動の推進に努めます。

法令上疑義のある行為等について、通常の報告ルートを整備するとともに、当社及び当社グループの従業員が直接情報提供や調査要請を行う通報制度「日テレHDホットライン」を設置します。

取締役の職務執行の適法性を確保するため、社外取締役、社外監査役による牽制機能を重視し、取締役会の活性化等コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

「業務監査委員会」を設置し、会社業務の内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証を行います。「業務監査委員会」は、その結果を常勤取締役会に報告するとともに、取締役会及び監査役会がその機能を十分に発揮することができるよう、これらに対しても適切に直接報告を行います。

反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持ちません。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益供与は絶対に行いません。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書取扱規則」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、定められた期間保存します。

文書等の取扱所管部は総務・人事管理局とし、各局等に情報資産管理責任者及び情報資産実務担当者を置き、管理します。

取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」及び「危機管理委員会」を設置し、前者において全社的なリスク管理を行い、後者において新たに生じた危機について迅速に対処します。

当社グループでは、災害、情報管理、番組制作、著作権契約、放送、不正行為等に係るリスクについて、組織横断的な各種委員会を設置し、諸制度改善、規程の整備等に取り組みます。

特に、地震等非常時に緊急放送を行うことは当社グループの使命であり、放送機能を維持、継続するための設備・体制を整えるとともに、「首都圏危機対応マニュアル」を制定し、それに基づいた実地訓練を行います。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌、りん議規程等社内の規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとります。
また、当社と利害関係を有しない社外取締役により、業務執行についての牽制機能が働くようコーポレート・ガバナンスの充実に図ります。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における法令・定款の遵守、経営・事業内容の総合的戦略の構築とその実施・運営及び職務執行の効率化に関する事項全般を取り扱う「経営戦略局グループ推進部」を設置し、グループ一体となった法令・定款の遵守体制、リスク管理体制及び効率的職務執行体制を構築するよう管理します。
「日本テレビホールディングス グループ管理規程」及び「日本テレビホールディングス グループ会社りん議規程」を制定し、グループ会社の管理にあたり、グループ会社から当社に対し重要事項の承認を求め、またはその報告を行うための体制を整備します。
当社の担当役員及びグループ会社の代表者等で構成する「グループ経営戦略会議」を定期的開催し、業務の適正を確保するとともに、情報の共有化と職務執行の効率化を図ります。
グループ会社の役員・従業員を対象にコンプライアンスに係る研修を適宜実施します。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役求めに応じ監査役を補助する従業員を監査役会事務局に配置するものとし、当該従業員は監査役の指示に従ってその職務を行い、取締役はこれと異なる指示をすることができないものとします。
監査役は、監査役会事務局所属の従業員に対し、監査業務に必要な事項の調査を指示することができます。
監査役会事務局所属の従業員は、監査役の職務の補助の他、兼務として業務監査室の室員を務めます。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する従業員は、当社及び当社グループの業務の執行に係る役職を兼務しないものとし、その人事考課は監査役が実施し、人事異動・懲戒処分については、監査役の同意を得なければならないものとします。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役は、内部監査の実施状況を踏まえ、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項等を監査役に報告します。
当社の従業員は、当社及び当社グループに影響を及ぼす事項、法令・定款違反に関する重大な事実を発見した場合は、通常の報告ルートに加え、通報制度である「日テレHDホットライン」により、監査役又は経営管理局に直接報告することができます。グループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者についても同様とします。
「業務監査委員会」は、内部監査の結果に加え、当社の従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員からの報告内容を定期的に監査役に報告します。
これらの報告を行った当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないものとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、常勤取締役会に出席し、常勤取締役との意見の交換を行います。

監査役は、グループ会社の代表者等で構成される「グループ経営戦略会議」に出席することができます。

監査役は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができ、これらのために要する費用を含め、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還を当社に請求することができるものとし、当該請求がなされたときは、当社は監査役の判断を尊重して当該費用の前払い又は償還に応ずるものとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するために、前記の体制に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めています。当事業年度の運用状況の概要は次のとおりです。

① コンプライアンス体制について

当社及び当社グループは、役職員が遵守すべき基本的な企業行動憲章「日本テレビ・コンプライアンス憲章」の周知に努めるとともに、各種研修（情報セキュリティやインサイダー取引防止、下請代金支払遅延等防止、個人情報保護等）を適宜行いました。

当社グループは、業務に関連して保有する全ての情報を重要な資産ととらえ、その保護の取り組みを強化するため、2015年6月より「情報保護推進事務局」と「サイバーセキュリティ推進事務局」を当社及び当社の連結子会社である日本テレビ放送網(株)に設置しております。2つの事務局を軸にして情報資産保護に関する全社的なルールを構築して社内への周知・徹底を図るとともに、標的型攻撃への対処法を始めとした複数の研修を実施するなど情報セキュリティの高度化を進めております。

また、従前から設けている通報制度「日テレHDホットライン」の周知にも努めました。

② 取締役の職務執行と情報の保存及び管理について

常勤役員による常勤取締役会を原則毎週開催したほか、取締役会を年度内に7回開催し、法令・定款に定められた事項及び経営に関する重要事項等を決定しました。また、各取締役の職務執行状況及び当社グループの業績等についての報告を受け、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合するように監視・監督を行いました。

取締役会の資料や議事録等は、セキュリティが確保された場所に安全に保存され、適切に管理されています。

③ 損失の危険の管理体制について

当社及び当社グループの業務の適正を確保するために、「日本テレビホールディングス グループ管理規程」に則り、当社及びグループ会社の代表等で構成する会議を開催し、子会社事業の運営状況の把握を行うとともに、企業経営に影響を及ぼすリスクを洗い出し、必要な対策を講じました。また、当社グループの内部統制の一層の充実を図るために、「日本テレビグループ役員規程」を制定し、グループ会社の役員の責務について規定しました。

④ 内部監査及びコーポレート・ガバナンスの検証について

業務監査委員会は、業務監査室が監査年度計画に基づいて行う財務報告に係る内部統制システムの整備及びその運用状況の評価並びに当社及び当社グループの経営諸活動の管理・運営に係る制度及び業務遂行状況の監査結果を踏まえ、コーポレート・ガバナンスの検証を行いました。

⑤ 監査役監査の実効性確保の体制について

監査役は、監査役会で審議決定した監査方針や監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を年度内に8回開催しました。また、監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び会計監査人と定期的な意見交換を行いました。常勤監査役は、取締役の職務の執行状況や、法令・定款の遵守状況等の監査を行ったほか、連結子会社を含む主要な子会社から事業の報告を受けました。さらに、監査の実効性を高めるために、内部監査部門、コンプライアンス部門との緊密な連携を図りました。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の企業価値向上に向けた取組み

当社グループは、国民の共有財産である電波資源を基にした放送に携わる企業グループとして、公平・公正さを保ち、迅速・正確な情報を発信する事を通して、全てのステークホルダーから「信頼」されるサービスの提供を心がけながら事業を行っております。メディア・コンテンツ業界のトップカンパニーとして「良質なコンテンツの創造」「新たな文化の創造」「豊かな社会の創造」さらに「夢ある未来の創造」の四つの創造の実現に努めてまいります。

その上で、企業価値の向上を図るため、「テレビを超えろ」をスローガンとする中期経営計画「日本テレビグループ 中期経営計画2019-2021 日テレ eVOLUTION」を策定し、各事業を推進してまいりました。さらに、現在のコロナ禍を受け、これを乗り切るとともに、コロナ禍収束後もトップカンパニーとしてさらなる高みを目指すべく2020年11月に「新しい成長戦略」を策定しました。基幹事業である放送事業を発展させるとともに、2020年代半ばには非放送事業の収入比率50%超を達成し、グループ全体の収益力の抜本的な強化を目指すべく、①デジタル領域事業の飛躍的拡大 ②コンテンツへの戦略投資と収支構造の見直し ③グループ事業の強化—という3つの改革に取り組んでおります。特に最も成長が期待できるデジタル領域事業を最重要課題として取り組み、2023年にこの領域事業の連結売上高1,000億円を目指してまいります。

また、当社グループは公共性・公平性を担う報道機関として常にサステナビリティを意識し、国連が掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の達成のために貢献してまいります。放送事業にとどまらず企業活動のあらゆる分野でSDGsの理念を意識し、持続可能な企業・社会の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

当社グループは、一丸となって「改革と挑戦」を続け、企業価値の最大化を図ってまいります。

(2) 大規模買付行為に対する取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社においては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいり所存であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる際には、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(3) 外国人等が取得した株式の取扱いに対する取組みについて

当社は、放送法で定める外国人等 ((i)日本の国籍を有しない人、(ii)外国政府又はその代表者、(iii)外国の法人又は団体、(iv)前記(i)から(iii)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体) の有する当社の議決権について、(i)から(iii)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により上記(iv)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が20%以上となる場合には、放送法によって認定放送持株会社の認定が取り消されることとなります。

そうした事態に陥らないように、関係法令の許容する範囲内において、適切な処置を講じるよう努めてまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社 日本テレビ放送網(株)、(株)BS日本、(株)CS日本、(株)日テレ・テクニカル・リソーシズ、(株)日テレ アックスオン、(株)日テレイベント、(株)日本テレビアート、日本テレビ音楽(株)、(株)パップ、(株)ティップネス、(株)日本テレビサービス、(株)日本テレビワーク24、(株)フォアキャスト・コミュニケーションズ、(株)宮放プロデュース、(株)日テレ7、(株)タツノコプロ、H J ホールディングス(株)、(株)ACM、(株)日テレITプロデュース、(株)PLAY、NTV America Company、NTV International Corporationの22社であります。
- ②非連結子会社 (株)日本テレビ人材センター等30社であります。これらの非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の観点からみてもそれぞれ小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。
- 当連結会計年度において新たに設立したことに伴い、(株)Spotlight1号を非連結子会社としました。また、当社の非連結子会社であったバンクオブストリート(株)他2社は、非連結子会社である(株)ウィークデーを存続会社とする吸収合併に伴い消滅しました。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用会社 (株)日本テレビ人材センター等非連結子会社30社及び関連会社31社に対する投資について持分法を適用しております。
- 当連結会計年度において新たに設立したことに伴い、(株)Spotlight1号を持分法適用の非連結子会社とし、追加で株式を取得したこと等に伴い、広島テレビ放送(株)、(株)静岡第一テレビ他1社を持分法適用の関連会社としました。
- また、当社の非連結子会社であったバンクオブストリート(株)他2社は、非連結子会社である(株)ウィークデーとの吸収合併に伴い持分法の適用範囲から除外し、当社の関連会社であったGEM Media Networks Asia Pte. Ltd.は、株式を売却したことに伴い持分法の適用範囲から除外しています。
- ②持分法非適用会社 該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は(株)ACM、NTV America Company及びNTV International Corporationを除き全て連結決算日と一致しております。

(株)ACM、NTV America Company及びNTV International Corporationの決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月以内であるので、正規の決算を基礎として連結決算を行っております。また、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)
その他有価証券
時価のあるもの…決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの…移動平均法に基づく原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- たな卸資産 主として先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- 番組勘定 個別法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。） 定額法

なお、2000年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～17年
工具、器具及び備品	2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（2年～10年）で均等償却しております。

また、商標権については16年、顧客関連資産については8年～16年で均等償却しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金 音楽や映像のパッケージメディアなどの返品による損失に備えて返品見込額に基づき計上しております。

店舗閉鎖損失引当金 運営施設の閉鎖等に伴い発生する損失に備えるため、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度において費用処理しております。

ハ. 過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生年度において費用処理しております。

ニ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、発生原因に応じて6年～16年で均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合、発生年度において全額償却しております。

⑦消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、3. 会計上の見積りに関する注記に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 番組勘定の評価

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
売上原価	3,545百万円

- その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度において、各番組の収支を予測した結果、収益性の低下により計上額の回収が困難となった番組について、収支予測に基づき回収可能額を見積り、帳簿価額と回収可能額の差額を番組勘定評価損として売上原価に計上しております。当連結会計年度に計上した番組勘定評価損3,545百万円は、翌連結会計年度において「東京2020オリンピック・パラリンピック」が予定どおり開催される前提で見積もった放送権料に関わる評価損3,100百万円を含んでいます。なお、翌連結会計年度の収支実績次第では、売上総利益以降の各段階損益が変動する可能性があります。

(2) 固定資産の減損処理

- 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産	12,107百万円
減損損失	19,836百万円

(注) 上記金額は、当社の連結子会社である㈱ティップネスに関する金額です。

- その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度において減損損失の認識の判定を行った結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る資産グループについて、その差額を減損損失として計上しております。詳細は10. その他の注記(減損損失に関する注記)に記載のとおりです。

なお、回収可能価額の算定は、連結計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、一定の仮定のもと将来キャッシュ・フローや割引率を見積もった上で行っており、当該仮定と実績が乖離した場合、追加の減損損失の計上等により翌連結会計年度の損益に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

(会計上の見積りに対する新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社グループでは、テレビ放送事業における広告枠の販売不振やイベント・映画公開等の中止・延期、スポーツクラブやテーマパーク等運営施設の休館及びその後の入場制限等の施策を講じた上での営業再開などの影響が続いております。感染症の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は当連結会計年度の上半期において底を打ち、その後、緩やかに回復していくとの仮定を置き、会計上の見積りを行っています。

なお、2021年1月に続き、4月には三度目の緊急事態宣言が発出される等、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されており、一部運営施設の休館等があったものの、その影響は限定的と考え、引き続き、緩やかに回復していくとの仮定の下で、連結計算書類作成時点で入手可能な情報に基づき、会計上の見積りを行っています。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳	
商品及び製品	1,561百万円
仕掛品	1,573百万円
原材料及び貯蔵品	486百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	155,421百万円
(3) 非連結子会社及び関連会社に対する投資等	
投資有価証券（株式）	77,459百万円
その他の投資その他の資産	8,466百万円
（上記のうち共同支配企業に対する投資）	(5,419百万円)
(4) 担保に供している資産	
担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円
(5) 保証債務	
連結会社以外の組合の賃貸借契約、従業員の金融機関からの借入に対して次のとおり債務保証を行っております。	
神戸アンパンマンミュージアム&モール有限責任事業	
組合の建物賃貸借契約における連帯保証債務	1,467百万円
従業員の住宅資金銀行借入金	29百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	263,822千株	一千株	一千株	263,822千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	8,511千株	226千株	一千株	8,738千株

(注)自己株式の株式数の増加226千株は、単元未満株式の買取り、持分法適用会社に対する持分変動及び持分法の適用範囲の変動に伴う自己株式の増加の合計であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	6,240百万円	25円	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月5日 取締役会	普通株式	2,515百万円	10円	2020年9月30日	2020年12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,188百万円	利益剰余金	25円	2021年3月31日	2021年6月30日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については有価証券を始めとする金融商品の適正かつ安全な運用を最優先とし、また、資金調達については自己資金を原則としております。デリバティブ取引については原則として利用しない方針です。ただし、当社グループの持分法適用会社のうち一部の関連会社は、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的で為替予約を利用しております。なお、運用商品の中にデリバティブ取引が組み込まれた複合金融商品を取扱う場合は、組込デリバティブのリスクが金融資産の元本に及ばないものに限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、業務上の関係を有する企業への長期貸付金は、信用リスクにさらされております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格等の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払費用、及び短期借入金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。なお、営業債務は、為替の変動リスク及び流動性リスクにさらされております。

リース債務及び長期預り保証金は、流動性リスクにさらされております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権及び長期貸付金については、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。また、債券については、格付の高いものを投資対象としているため、信用リスクは僅少であります。

ロ. 市場リスク（価格等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち、69.9%が上位2社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	85,187百万円	85,187百万円	－百万円
(2)受取手形及び売掛金	103,694	103,694	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	192,000	191,350	△649
②関連会社株式	1,951	3,506	1,555
③その他有価証券	213,814	213,814	－
(4)長期貸付金	3,558		
貸倒引当金(※)	△470		
	3,088	3,127	39
資産計	599,735	600,679	944
(5)支払手形及び買掛金	8,238	8,238	－
(6)短期借入金	2,495	2,495	－
(7)未払費用	50,824	50,824	－
(8)リース債務	14,951	15,375	424
(9)長期預り保証金	20,638	18,735	△1,903
負債計	97,148	95,668	△1,479

(※)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。ただし、貸倒懸念債権については、連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が時価に近似しているため、当該価額をもって時価としております。なお、長期貸付金には1年以内返済予定額を含んでおります。

(5)支払手形及び買掛金、(6)短期借入金、(7)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未払費用には、金銭債務に該当しない債務も含めて計上しております。

(8)リース債務、(9)長期預り保証金

これらの時価については、元金及び元利金と同額を新規に調達した場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、リース債務には1年以内返済予定額を含んでおります。また、リース債務の一部には転リース取引におけるリース債務が含まれております。これについては、連結貸借対照表に利息相当額控除前の金額で計上しており、時価の欄には、連結貸借対照表計上額を記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額75,508百万円）、非上場株式（連結貸借対照表計上額11,430百万円）並びに投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（連結貸借対照表計上額2,691百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、汐留及び番町地区を主として、賃貸用の土地やオフィスビル等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
100,337百万円	124,093百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）、その他の物件については、適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等によっております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,195円39銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 94円18銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、当社グループは、主に以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
—	その他	のれん	8,114
—	その他	無形固定資産(その他)	5,046
東京都港区等	事業用資産	建物及び構築物	4,175
		工具、器具及び備品	168
		リース資産	2,195
		投資その他の資産(その他)	136
合計			19,836

当社グループは、主に管理会計上の区分を考慮して資産グループを決定しております。処分の意思決定をした資産については個別にグルーピングを実施し、減損損失の認識の判定をしております。なお、上記のれん及び無形固定資産(その他)につきましては、原則として会社単位でグルーピングを行っております。

当社の連結子会社であり、総合スポーツクラブ事業を営む㈱ティップネスは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、運営施設を休館し、その後感染対策を十分に講じた上で営業を再開いたしました。しかしながら、現在のコロナ禍において、運営施設の会員数は緩やかに回復傾向にあるものの、当初計画通りの会員数確保には至っておりません。これに伴い、事業計画の見直しを慎重に行った結果、㈱ティップネスの株式取得時に超過収益力を前提として計上したのれん及び無形固定資産(その他)について、投資額の回収が困難であると判断し、2020年9月末において未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しました。

また、上記事業計画の見直しや、その後、当連結会計年度末に至るまでの計画と実績会員数の乖離状況、一部店舗について閉鎖の意思決定を行ったこと等を受けて、㈱ティップネスの事業用資産について、収益性の低下により投資額の回収が困難であると見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを割引率5.0%で割り引いて算定しております。

(新型コロナウイルス感染症による損失に関する注記)

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府や地方自治体による要請等を受け、スポーツクラブやテーマパーク等の臨時休業、イベントの開催中止等を行いました。これらの休業期間中に発生した賃借料、人件費及び減価償却費等の固定費や、イベントの開催準備等に関する費用を、「新型コロナウイルス感染症による損失」として特別損失に計上しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、3. 会計上の見積りに関する注記に記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

貸倒引当金の計上

・当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
貸倒引当金	7,539百万円
貸倒引当金繰入額	7,539百万円

・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度において、当社の連結子会社である㈱ティップネスに対する貸付金14,400百万円について、貸倒懸念債権として区分し、支払能力を総合的に判断した結果、貸倒引当金7,539百万円を計上いたしました。なお、翌事業年度において、㈱ティップネスの財務状況等がさらに悪化し支払能力が低下した場合、貸倒引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

担保資産	
土地	101,031百万円
担保付債務	
長期預り保証金	19,000百万円

(2) 保証債務

次の債務保証を行っております。

(株)ティップネスの建物賃貸借契約における連帯保証債務	251百万円
-----------------------------	--------

(3) 区分表示していない関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	6,213百万円
② 短期金銭債務	126,125百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益	12,579百万円
② 営業費用	228百万円
③ 営業取引以外の取引高	404百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,314千株	0千株	－千株	3,315千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税等	35百万円
組織再編に伴う関係会社株式	4,013
関係会社株式評価損等	7,626
貸倒引当金	2,308
投資の払戻しとした受取配当金	1,084
その他	39
繰延税金資産小計	15,109
評価性引当額	△11,059
繰延税金資産合計	4,049
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	4,240
繰延税金負債合計	4,240
繰延税金負債の純額	191

(表示方法の変更)

前事業年度において、繰延税金資産の「その他」に含めていた「関係会社株式評価損等」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「関係会社株式評価損等」は163百万円です。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	日本テレビ放送網(株)	所有 直接 100.0	経営管理 資金の貸借 不動産の賃貸借 役員の兼任	不動産賃貸収入	3,120	売掛金	400
				経営管理収入	1,232		
				キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	74,801	短期借入金	79,942
				支払利息	190	-	-
子会社	(株) B S 日本	所有 直接 100.0	経営管理 資金の貸借	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	6,566	短期借入金	7,124
				支払利息	16	-	-
子会社	(株)日テレ アックスオン	所有 直接 100.0	経営管理 資金の貸借	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	7,025	短期借入金	7,104
				支払利息	17	-	-
子会社	(株) パ ッ プ	所有 直接 100.0	経営管理 資金の貸借 役員の兼任	キャッシュマネージメントサービスによる資金の借入	10,906	短期借入金	7,550
				支払利息	27	-	-
				配当金の受取	10,000	-	-
子会社	(株) 営放プロデュース	所有 間接 100.0	経営管理 資金の貸借	キャッシュマネージメントサービスによる資金の貸付	7,724	その他の流動資産 (関係会社短期貸付金)	757
				受取利息	18	-	-
						関係会社長期貸付金	6,564
子会社	(株) ティップネス	所有 直接 100.0	経営管理 資金の貸借 役員の兼任	キャッシュマネージメントサービスによる資金の貸付	9,202	その他の流動資産 (関係会社短期貸付金)	3,400
				受取利息	23	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 不動産の賃貸料については、近隣における第三者への賃貸料等を斟酌して決定しております。
2. 経営管理収入については、業務内容を勘案して決定しております。
3. 資金の借入及び資金の貸付の取引金額については、期中平均残高を記載しております。
4. 借入金利及び貸付金利については、市場金利を勘案して決定しております。
5. (株)パップからの配当金の受取のうち、投資の払戻に相当する3,542百万円については、関係会社株式の帳簿価額を減額しております。
6. (株)ティップネスへの貸倒懸念債権に対し、当事業年度において、7,539百万円の貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額を計上しております。
7. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,311円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △87円68銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

(関係会社株式評価損に関する注記)

当社の連結子会社であり、総合スポーツクラブ事業を営む(株)ティップネスは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、運営施設を休館し、その後感染対策を十分に講じた上で営業を再開いたしました。しかしながら、現在のコロナ禍において、運営施設の会員数は緩やかに回復傾向にあるものの、当初計画通りの会員数確保には至っておりません。これに伴い、事業計画の見直しを慎重に行った結果、超過収益力や商標権等を加味したティップネス株式の実質価額に大幅な低下が認められたことから、関係会社株式評価損243億7千5百万円を特別損失に計上しました。